

保育所等入所審査における兄弟姉妹の取扱いについて

○平成28年4月入所における兄弟姉妹同時申請結果

申請人数	うち兄弟 姉妹同時 申請人数	同じ園で 決定	別々の園 で決定	一人だけ 決定	全員保留
1,588	319	158	48	56	57

○平成28年4月入所における在園児兄弟姉妹の申請結果

新規申請人 数	在園児の兄 弟姉妹申請 人数	同じ園で決 定	別の園で決 定	保留
1,399	231	187	19	25

○平成28年4月入所における別々の保育園に在園する兄弟姉妹の申請結果

転園申請人 数	兄弟姉妹転 園申請人数	同じ園に転 園決定	別の園に転 園決定	転園保留
189	69	47	2	20

※平成28年4月1日現在

保育園等に在園している人数 4, 207人

うち、兄弟姉妹で保育園等に在園している人数 1, 305人

うち、兄弟姉妹が別々の保育園等に在園している人数 140人

保育園入所の利用調整における兄弟姉妹の取扱いについて(平成28年6月調査)

調査対象: 中核市

44市中35市回答

質問

次のケースの場合に、兄弟姉妹が同じ施設に入所できるよう、利用調整において配慮していますか。

1 兄弟姉妹が同時申請する場合

	回答市数	割合
ア 利用調整等の基準により兄弟姉妹同時申請について加点している	11	31%
イ その他	9	26%
ウ 配慮は行っていない	15	43%

イ その他 ・加点は行わないが、指数が並んだ場合に、兄弟姉妹同時申請の家庭を優先している。(富山市、大津市、鹿児島市、那覇市)
 ・多子世帯の加点がある。(旭川市、盛岡市)
 ・双子以上で同時申込みの際は配慮している。(前橋市)

2 兄弟姉妹が在園する施設を希望する場合

	回答市数	割合
ア 利用調整等の基準により兄弟姉妹が在園している場合について加点している。	26	74%
イ その他	9	26%
ウ 配慮は行っていない	0	0%

イ その他 ・加点は行わないが、指数が並んだ場合に、兄弟姉妹が在園している家庭を優先している。(八王子市、姫路市、尼崎市、那覇市)
 ・多子世帯の加点がある。(盛岡市)
 ・育休復帰の場合は「特別枠」として利用調整を行うことなく決定している。その他の場合は、兄弟姉妹が在園している場合について加点している。(宮崎市)

3 兄弟姉妹が別々の施設に入所していて、同じ施設に転園を希望する場合

	回答市数	割合
ア 利用調整等の基準により兄弟姉妹が別々の施設に在園している場合の転園申請について加点している。	20	57%
イ その他	9	26%
ウ 配慮は行っていない	6	17%

イ その他 ・加点は行わないが、指数が並んだ場合に、兄弟姉妹が在園している家庭を優先している。(函館市、八王子市、姫路市、松山市、鹿児島市、那覇市)
 ・多子世帯の加点がある。(盛岡市)
 ・兄弟姉妹がどちらかか在園する園に転園する場合は加点し、別の保育園に転園する場合は、点数が並んだ場合に配慮する。(大津市)

保育園入所の利用調整における兄弟姉妹の取扱いについて(平成28年6月調査)

県内近隣自治体の状況(各自治体利用状況基準表より)

- さいたま市 兄弟姉妹が在園する保育施設への申請の場合に加点有り。
兄弟姉妹が在園する保育施設への転園の場合に加点有り。
小学校3年生以下の就学児童がいる場合に加点有り。
- 熊谷市 兄弟姉妹が保育施設等に入所している場合に加点有り。
- 川口市 兄弟姉妹が在園する保育施設への申請の場合に加点有り。
兄弟姉妹が在園する保育施設への転園の場合に加点有り。
小学生以下の児童がいる場合に加点有り。
- 所沢市 兄弟姉妹が保育施設等に入所または申請している場合に加点有り。
兄弟姉妹が在園する保育施設への転園の場合に加点有り。(入園した年度を除く)
小学校3年生以下の就学児童がいる場合に加点有り。
小学校入学前の児童がいる場合に加点有り。
- 狭山市 兄弟姉妹が在園する保育施設への申請の場合に加点有り。
兄弟姉妹が在園する保育施設への転園の場合に加点有り。
- 上尾市 兄弟姉妹が在園する保育施設への申請の場合に加点有り。
義務教育課程以下の子どもが3人以上いる場合に多子加算有り。
- 草加市 兄弟姉妹が保育施設等に入所または申請している場合に加点有り。
- 越谷市 兄弟姉妹が保育施設等に入所または申請している場合に加点有り。
兄弟姉妹が在園する保育施設への転園の場合に加点有り。
18歳未満の子ども的人数により多子加算有り。
- 新座市 就学前児童の人数により多子加算有り。(保育園在園かどうかは問わない)